

## 光ファイバを用いた引込線等施設の特別扱いを希望する共架者に対する基本的事項

2023年4月1日

株式会社電力サポート中国

総務省が「条例」第三条の二に基づき、定期的かつ反復して行われる光ファイバを用いた引込線等に関する共架申込手続きの簡素化及び効率化として、以下を基本的事項として規定します。

- 1 光ファイバを用いた引込線等施設を行う共架者（以下、「FTTH事業者」という。）は、本規定に定められた各条項を満足する場合において、共架申込手続きを省略（可否判定申込不要）できるものとします。
- 2 共架申込手続きの省略に関して、基本的に事前の申し入れ等は不要です。ただし、FTTH事業者として、全社的に統一された設備仕様書、工事基準書等が存在し、これらが安定して運用できる体制が整っていること、中国電力ネットワーク設備へ影響なく継続的に施工できること等が必須条件となります。  
当社では、必要に応じて、設備仕様書、工事基準書及びこれらに関する資料を提出頂き、内容を確認させて頂く場合がございます。  
なお、この必須条件を満足されていない場合は、一般の共架申込手続きを実施して頂きます。
- 3 当社が設備仕様書や工事基準書を確認する際は、光ファイバを用いた引込線等施設に関する内容のうち、以下の内容についてどのように表記されているのかを確認します。
  - ・光ファイバ引込線単独で施設するもの
  - ・吊線を用いた光ファイバ引込線で施設するもの
  - ・既設の吊線が有る通信線等へ新しい光ファイバ引込線を増架（自社通信線への一束化）する形で施設するもの
  - ・既設の通信線等へ新たに吊線を施設し、新しい光ファイバ引込線を増架（自社通信線への一束化）する形で施設するもの
- 4 FTTH事業者における共架申込手続きを省略できる条件は、以下のケーブル及び施設条件を満足した場合に適用されます。  
(1) 共架設備が以下の全ての条件に該当する光ドロップケーブルであること。

①既設の自社通信線等がある共架ポイントへの増架であること。

※ただし、以下の場合には共架申込手続きが必要。

電柱間において、吊線（メッセンジャーワイヤ）を使用していない光ドロップケーブル箇所及び通信線箇所等へ新たに光ドロップケーブルを施設する場合は、必要に応じて、各線を一束化して頂く必要があるため、一般の共架申込手続きを実施して頂きます。

②次のいずれかの施設であること。

- ・既設の吊線（メッセンジャーワイヤ）を使用している自社通信線等への増架（自社通信線への一束化）であること
- ・光ドロップケーブル単独施設（光ドロップケーブルのうち支持線 1.2 mm単独施設も含む）または既設の吊線（メッセンジャーワイヤ）の途中分岐箇所から吊線（メッセンジャーワイヤ）を建物等へ新たに施設し、それを使用した光ドロップケーブル施設であること

③電柱間に吊線（メッセンジャーワイヤ）を新たに施設しないこと。

④光ドロップケーブルは下記に示す程度の仕様以下であること。

心数	標準外径	標準質量	許容張力
8心	2 mm×6 mm	2.5 kg/km	690N

⑤既設の自社通信線等がある直付共架ポイントからの引込施設でないこと。

(2)光ドロップケーブル施設形態の図例を別紙に示す。

5 当社は共架者を信頼し、共架者にて共架契約（共架契約約款）及び本規定等が遵守されることを前提に対応してまいります。

よって、共架契約（共架契約約款）及び本規定を逸脱した扱いが確認された場合、以後これらの特別扱いを中止し、一般の共架申込手続きによる対応とさせて頂く場合があります。

共架申込手続きを省略できる光ドロップケーブル施設形態の図例を表1に示す。

なお、撤去手続きに関しては、省略対象に該当せず、撤去完了届（表1の例1を除く）が必要となります。

表1 共架申込手続きを省略できる光ドロップケーブル施設形態

例1	施設形態	
	増架手続きの場合	・共架申込手続き省略可能（可否判定申込不要）
	張替手続きの場合	・共架申込手続き省略可能（可否判定申込不要）
	撤去手続きの場合	・共架ポイント箇所での共架設備変更が無い為、撤去完了届不要
例2	施設形態	
	増架手続きの場合	・電柱2、電柱3に対して共架申込手続き省略可能（可否判定申込不要）
	張替手続きの場合	・電柱2、電柱3に対して共架申込手続き省略可能（可否判定申込不要）
	撤去手続きの場合	・撤去完了届（一部撤去）が必要

例 3	施設形態	<p>吊線 既設 自社通信線</p> <p>電柱 1                  電柱 2                  電柱 3</p> <p>吊線・ 光ドロップケーブル</p>
		クロージャ等から引き出し、既設の吊線の途中分岐箇所から吊線と光ドロップケーブルを新設し、建物等へ引き込む場合
	増架手続きの場合	・電柱 2、電柱 3 に対して共架申込手続き省略可能 (可否判定申込不要)
	撤去手続きの場合	・撤去完了届(一部撤去) が必要

共架申込手続きを省略できずに一般の共架申込手続きを実施して頂く必要がある光ドロップケーブル施設形態の例を表 2 に示す。

表 2 一般共架申込手続きが必要となる光ドロップケーブル施設形態

例 1	施設形態	<p>吊線                  クロージャ                  吊線</p> <p>既設 自社通信線</p> <p>電柱 1                  電柱 2                  電柱 3</p> <p>光ドロップケーブル</p>
		電柱間に吊線を新設し、新設した吊線を使用して建物等へ引き込む場合
	手続き	・電柱間に吊線を新設かつ電柱 3 に対して新規共架設備扱いのため、 <u>一般の共架申込手続きが必要</u>

<p>例 2</p>	<p>施設形態</p> <p>(施工する光トロッ プを赤色図示)</p>	<p>吊線</p> <p>吊線がある 既設光トロップケーブル</p> <p>既設 自社通信線</p> <p>光トロップ ケーブル</p> <p>電柱 1                  電柱 2                  電柱 3</p>
		<p>既設の自社通信線等がない電柱を経由して引き込む場合</p>
		<p>手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>電柱 3 に対して既設の自社通信線等がなく、新規共架設備扱いとなるため、一般の共架申込手続きが必要</u></li> </ul>
<p>例 3</p>	<p>施設形態</p> <p>(施工する光トロッ プを赤色図示)</p>	<p>吊線</p> <p>吊線がある 既設光トロップケーブル</p> <p>既設 自社通信線</p> <p>吊線がない 既設光トロップケーブル</p> <p>支持線</p> <p>光トロップ ケーブル</p> <p>電柱 1                  電柱 2                  電柱 3</p>
		<p>吊線がない光トロップケーブル箇所へ増架して建物等へ引き込む場合</p>
		<p>手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>電柱 2～3 間の光トロップケーブルに対して一束化して頂く必要があるため、一般の共架申込手続きが必要</u></li> </ul>
<p>例 4</p>	<p>施設形態</p> <p>(施工する光トロッ プを赤色図示)</p>	<p>他社通信線</p> <p>吊線</p> <p>吊線がある 既設光トロップケーブル</p> <p>既設 自社通信線</p> <p>光トロップ ケーブル</p> <p>電柱 1                  電柱 2                  電柱 3</p>
		<p>他社通信線と自社通信線が電柱 1 まで吊線にて一束化。 既設の他社通信線（吊線あり）箇所へ一束化する形態で光トロップ ケーブルを新設する場合</p>
		<p>手続き</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>電柱 2 に対して既設の自社通信線等がなく、新規共架設備扱い（他社線への一束化）となるため、一般の共架申込手続きが必要</u></li> </ul>

参考として、光ドロップケーブル概要図を図1に示す。

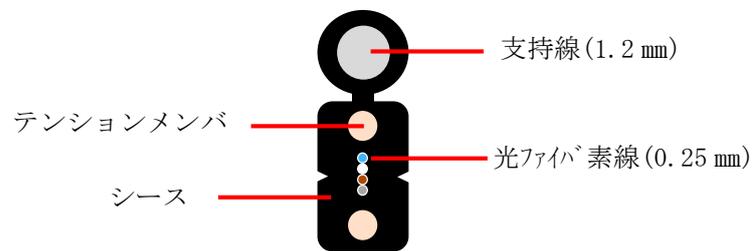


図1 光ドロップケーブル概要図